

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 法第三十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用

保証法第三十条第一項に規定する普通保証(以下「普通保証」という。)及び同法第三十条の二第一項に規定する無担保保証(以下「無担保保証」という。)にあつては〇・四パーセント(手形割引等保証及び当座貸越し保証の場合、〇・三五パーセント)、同法第三十条の三第一項に規定する特別小口保証(以下「特別小口保証」という。)にあつては〇・一九パーセント(手形割引等保証及び当座貸越し保証の場合、〇・一五パーセント)とする。

第十九条 法第五十条第一項並びに第五十一条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十六条第六項及び第七十七条第五項の規定による経済産業大臣の権限(認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。)は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十六条第六項及び第七十七条第五項の規定による経済産業大臣の権限(認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。)は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

附則第二項中「中小企業信用保証法第三十条第一項に規定する」、「同法第三十条の二第一項に規定する」及び「同法第三十条の三第一項に規定する」を削り、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第九条」を「第十条」に改める。

第二条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令(平成五年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「以下単に「全国団体」という。」を削る。

第三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に、「第九条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)
第四条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の五第三項中「第五十四号第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改める。

第五条 中小企業信用保証法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二十条」を「第九条」に、「第三十二条又は第三十九条」を「第三十八条又は第四十五条」に改め、同条第五項及び第六項中「第四十七条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

(特許法施行令の一部改正)
第六条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号八中「第二条第十五項」を「第二条第十八項」に改め、同号二中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同号ホ中「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改める。

第七条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第五号中「リ」を削り、「ヌ」を「リ」とする。

(金融庁組織令の一部改正)

第八条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項テ中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

(経済産業省組織令の一部改正)

第九条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第百四十九号第一号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「及び同法第五十条第一項」を「同法第二十二号第一項」に改め、「事業再編投資計画」の下に、「同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画」を加え、「第三十四条第一項」を「第四十条第一項」に改め、「の総括」を削る。

第百五十四号第七号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「及び同法第三十四条第一項」を「同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第四十条第一項」に改め、「の総括」を削る。

第百五十六号第四号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二条第十項」を「第十二項」に、「第十六号第一項」を「第二十二号第一項」に改める。
第百六十二号第三号中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十八号第一項」を「第四十四号第一項」に改める。

附則

第一条 (施行期日) この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行前にされた改正法第一条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。以下この条において「旧法」という。)第十三条第一項の認定の申請(当該申請に係る同項に規定する経営力向上計画(当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業(行政書士業務(第一条の規定による改正前の中小企業等経営強化法施行令第十二条第二項第二号に規定する行政書士業務をいう。以下この条において同じ。))並びに第一種動物取扱業(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下この条において同じ。))及び第二種動物取扱業(同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下この条において同じ。))に係るものを除く。)の全部又は一部が総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の所管に属するものに限る。)に旧法第十三条第四項に規定する特定許可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合に限る。又は旧法第十四条第一項の規定による変更の認定の申請(当該申請に係る同条第二項に規定する認定経営力向上計画(当該認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業(行政書士業務並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。))の全部又は一部が総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の所管に属するものに限る。))に従って旧法第二条第十項に規定する事業承継等が行われる前に当該申請がされ、かつ、当該変更が旧法第十四条第三項各号のいずれかに該当するものである場合に限る。)に係る旧法第十三条第六項、第十四条第三項並びに第二十三号第二項及び第三項の規定による主務大臣の権限(総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣に属するもの(財務大臣に属するものにあつては、国税庁の所掌に係るものに限る。))については、なお従前の例による。

第三条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三号第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。